

氏名	根本 みなみ
学位の種類	博士（文学）
学位記番号	博 甲 第 8427 号
学位授与年月日	平成 30年 3月 23日
学位授与の要件	学位規則第4条第1項該当
審査研究科	人文社会科学研究科
学位論文題目	近世大名家における一門家臣の存在意義 一萩毛利家を事例に一
主査	筑波大学 教授 博士(文学) 浪川 健治
副査	筑波大学 教授 博士(文学) 中野目 徹
副査	筑波大学 教授 博士(文学) 徳丸 亜木
副査	筑波大学 教授 博士(文学) 谷口 孝介

#### 論文の要旨

本論文は、萩毛利家を研究対象として、近世大名家における一門家臣の「家」の位置づけをめぐる歴史的展開を明らかにする。毛利氏は、関ヶ原の戦いの結果、大幅な減封を受け、豊臣政権期の膨大な家臣団を維持しつつ、幕藩体制という新たな政治秩序にあわせた「御家」を再構築することとなった。「御家」とは主君のもとで武士の本分である「武」の役割を執行する軍事集団であり、またそこに所属する個々の武士の「家」の共同利害を保障する帰属集団でもある。本論文は、近世を通じて主君たる毛利本家(萩毛利家)が、擬制も含め血縁を有し自立性を保つ「家」、とくに六家とされる同族の「家」を一門家臣としていかに結集したのか、序章と第一章から第五章、および終章によって解明している。

序章では、萩毛利家という「御家」が、主君でもある大名「家」と同族でもある一門家臣の「家」との相互関係、特に両者の「家」をめぐる意識の相克と秩序再生産・再構築過程を解明するためのものとも適した研究対象であることを論じる。そして、近世初期の「御一門払い」など「御家」による権力確立によって、「家」が完全に「御家」に包摂されるのではなく、また近世大名「御家」における家臣の「家」のあり方は、「官僚・従属的」か「自立・自律的」か、という二項対立的には把握し得ないことを指摘する。近世全体を通して、とくに一門は家臣化しつつも「家」としてこの二つの側面を併存させ続けるのであり、それがどのような位相のもとに存在していたのかを実証する必要性を提起する。

第一章「宝暦～天明期萩毛利家における「御家」の課題—二つの復古と新秩序への移行—」では、7代当主・重就(しげたか・家督 1751～隠居 1782)に注目する。重就の治世の特徴として元就治世(家督 1523～隠居 1546)への復古という性質が指摘されてきた。しかし、問題は復古という言葉ではなく、その意味する内容にこそある。本章では復古という理念が家中でも掲げられた点を指摘した上で、重就が元就治世への復古を希求したのに対し、家中の期待とは近世大名として生きた2代当主・綱広(家督 1651～隠居 1682)へ血統の面で復古するものであり、庶流出身の藩主重就の正統性を認めないもの

であったとする。重就は、自身の治世を顕彰する目的で「御国政御再興記」を作成する。その記述に着目し、重就が2代当主・綱広から6代当主・宗広(家督1721～死去1751)までの治世を萩毛利家本来の格式(従四位下・少将)が実現されなかった時期と位置づけていたことを明らかにしている。

第二章「一門家臣の「家」と家中秩序—遠忌法要に関わる論理の変遷—」では、一門六家のあり方を、一門六家の始祖・元祖の遠忌法要から検討する。当初こそ一門元祖について、萩毛利家は元就の子であることを理由に香典の下賜や使者の派遣を行っていた。しかし、それは元就の子を始祖・元祖としない家は香典下賜や使者派遣を受けられないことを意味し、このため萩毛利家は元就の子であるからではなく、一門の始祖・元祖であるために香典下賜や使者派遣を行うようになったことを指摘している。一方で、7代当主・重就は、正式な家督相続が済んでいない一門当主に対して香典下賜・使者派遣を行わないとしつつ、他家との関係を考慮して特別の配慮を示す。これらから、家臣の「御家」における「家」の位置とは、家臣と大名双方の思惑により決定される格式としてあらわれるとしている。

第三章「萩毛利家における「勤相」統制—同族的結合の形成と問題点—」では、一門の「家」へ大名が介入した具体的な事例として、明和期の一門と岩国吉川家との「勤相」一件を検討している。「勤相」とは日常生活における使者や書状のやりとりを指している。一門と吉川家の間では、この「勤相」における格式をめぐる争論が発生し、互いに「勤相」を断絶したことを明らかにしている。これに対して、重就は元就の遺訓を根拠に子孫である一門と吉川家に「勤相」を再開するように命じた。つまり、重就は、元就の子孫である一門と岩国吉川家との融和を、元就治世の象徴として位置づけた。この過程で、各一門は自家と吉川家の交際が「御家」を構成する「家」としての責務とする共通理解を持つに至るが、同時に「家」の当主として歴史性に基づく「家」本来の格式を継承する存在であることとの葛藤を生む。この両者の葛藤の解消は、各一門家独自になし得ず、「御家」の体現者である大名によってなされるべきものという論理が形成されたことを指摘している。

第四章「近世後期における萩毛利家の「御家」意識—同族内婚姻の意義—」では、文化期以降の萩毛利家の養子相続の問題に言及する。重要なのは、文化期の萩毛利家10代当主・斉熙(なりひろ・家督1809～隠居1824)の「御家」をめぐる見解である。斉熙は後継者を選定する際、末家の長府・徳山両毛利家と萩毛利家の大名庶子やその子孫らを比較し、後者をより正統性を持つ存在としたことを指摘する。しかし、弘化四年(1847)の13代当主敬親(たかちか・家督1837～隠居1869)の婚姻では、同族内婚姻が萩毛利家の正統性維持という観点から肯定的に評価されたことを明らかにしている。

第五章「近世大名家家中における一門家臣—役職と家をめぐって—」では、文化期以降萩毛利家という「御家」が危機に直面するなかで、一門家臣がどのような自己意識を形成したのか、またどのような役割を家中から期待されたのかを明らかにする。文化期に斉熙の後継者選定に際し異議を唱えた一門は、自らを大名後継者を出す家として位置づけたが、これは家ごとの個別性を重視していた近世初期の萩毛利家一門のあり方とは対照的であることを指摘する。また、近世初頭の「御家」への包括に大きな意味を持った一門の役職就任が、近世後期には家中では否定的に理解された。これは、一門が家臣一般と並列化することであり、権威の本源である大名の権威を損なうと見なされたからである。結果、天保期以降の改革では財政政策とともに、家中における一門家臣のあり方、具体的には大名の権威の派生であるという自覚が強く求められたとしている。これらから、近世後期の大名家家中において、一門とは政治的指導力ではなく、大名権威の派生として、家中秩序を維持する役目を期待されたのであり、これは近世初期とは異なる形での一門の「御家」への包括として評価できるとしている。

終章では、上記の分析を総括し、一門の「家」をめぐるあり方が、大名・一門・家中の三者の思惑によって規定された側面を指摘するとともに、家中秩序の動的性質と上位者・下位者双方からの秩

序の捉え返しという点を指摘し結論としている。すなわち、近世大名家において大名の分家でもある一門家臣の位置づけは、大名との宗主権の関係性のなかで常に捉え返されるものであったとする。特に、毛利元就への復古を標榜した萩七代当主・毛利重就は、自身の反発する一門を元就の子孫として位置づけ、自らが推進する元就を中心とする秩序に位置づけたことを解明している。復古と表現される元就以来の同族融和とは、宝暦期(1751～1764)に形成された象徴的なものであったことを指摘する。

しかし、文化期以降、一門の側から宝暦期に見直された自身の位置づけを以て、後継者選定をめぐる大名の恣意的行動の規制を企図する場面を明らかにする。この点において、3代にわたる藩主の連続しての死去後に家督を相続した萩毛利家13代当主敬親のもと、今度は村田清風ら中級家臣らから、元就治世を理想とする形で、大名と一門家臣らとの間の融和が求められた。これらの点から一門の「家」をめぐるあり方が、大名・一門・家中の三者の思惑によって規定された側面を明らかにするとともに、家中秩序の動的性質と上位者・下位者双方からの秩序の捉え返しという点を指摘し、結論とする。

## 審査の要旨

### 1 批評

本論文は、宝暦期以降の社会情勢の変化のなかで、復古を標榜した政策が大規模に展開された萩毛利家という「御家」が、帰属する一門の「家」をいかに組み込み、統一された「御家」を形成するのかを実証的に明らかにした。これは、「御国政御再興記」などその主観的な叙述の故に取り上げてこられなかった編さん史料の、その主観性こそを分析対象とする手法を取り入れた成果である。これは、ともすれば客観性のみを重要視する歴史学研究への新たな方法論の提示として注目される。

但し、「御家」も「家」も男子直系を根幹とした血縁集団を基本とし、血縁関係以外に所領、官職、位階などの徴証によって特質づけられる。とするなら、「御家」に所属する「家」もまた内部に自らに所属する構成員らを「家」として内包する共同体である。いわばこのような、「家」の重層構造全体をどのように理解していくのか、またそうした「家」のあり方のなかでは「御家」という枠組みはいかに意識化されたのか、なお解明される必要があることが、本論文の課題として指摘できる。

こうした課題を残すものの、本論文は「御家」と「家」という概念を適用して、主従制を基盤とし厳格な家格制度のもと固定的であったとされる近世大名の「御家」と「家」のあり方と認識が、藩主と一門、さらに家臣の意図的な行動を因子とする可変的で動的なものであったことを実証している。加えて、本論文は分析を幕末期にまで広げたことで、維新时期の封建権力の構造を解明する基盤を形成し、維新史研究にも新たな展開をもたらすことが期待できる。それらは、すぐれて、「家」に着目した分析、それによって得られた結果の緻密な論理化による成果である。これらのことから、本論文は、極めて問題提起的で意欲的な研究成果であり、学界に大きく寄与するものと評価できる。

### 2 最終試験

平成30年1月10日、人文社会科学研究科学学位論文審査委員会において、審査委員全員出席のもと、本論文について著者に説明を求めた後、関連事項について質疑応答を行った。審議の結果、審査委員全員一致で合格と判定された。

### 3 結論

上記の論文審査ならびに最終試験の結果に基づき、著者は博士（文学）の学位を受けるに十分な資格を有するものと認める。